

審査基準

審査の項目	配点	審査の視点	審査の視点の具体例
(1)業務理解度	20	業務の内容と事業目的を正しく理解できているか	・本業務の内容について、十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。
(2)統括責任者の配置	15	仕様に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか	・造成又は磨き上げを行う観光商品の質を担保し、事業全体の統括及び進捗管理を担う統括責任者が提案されているか。 ・適切な統括責任者が提案されているか。
(3)キャンペーンの核となる商品造成	50	仕様に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか	・地域の選定基準の項目と選定方法の具体的な提案がされているか。 ・地域コーディネーターの選定にあたって、仕様書の要件を満たす提案がされているか。 ・商品づくりに関する素材の活用方法やストーリー・テーマ設定における考え方が示されているか。 ・地域内の関係者との意識合わせや連携のための工夫が提案されているか。 ・造成した商品の販売方法の有効な助言体制が確保できているか。 ・商品の造成後も自走可能な受入体制の構築やPRに対する支援策が示されているか。 ・インバウンド対応も含め、個別の取組における商品づくりに関する支援方法が示されているか。
(4)既存商品の磨き上げ、フォローアップ	25	仕様に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか	・人員配置や相談対応体制など、利用しやすい相談窓口とするための提案となっているか。 ・各事業者のニーズを想定したワークショップの提案となっているか。 ・各事業者のニーズを想定した適切なアドバイザーを確保しているか。 ・令和6年度造成商品のフォローアップや催行状況の確認体制の提案が適切であるか。
(5)募集型企画旅行の実施	25	仕様に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか	・事業目的を達成するための具体的な提案がされているか。
(6)実施体制	20	事業目的を達成する適当な実施体制が整っているか	・事業目的を達成するために必要なノウハウや体制が確保されているか ・本業務の実施にあたって自社、他社を問わず必要な人材やネットワークが確保されているか ・過去に国や他の自治体において、旅行商品造成・磨き上げ等、本事業と類似業務の実績があるか
			・女性活躍、子育てと仕事の両立支援の推進に向け、くみん、えるぼし等の認定を受けているか
			・障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか (1)法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用率を超えて障害者を雇用しているか (2)法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常用労働者として雇用しているか
			・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証を受けているか (1)ISO14001 (2)エコアクション21
		・「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか	
(7)スケジュール	30	事業目的を達成する適切なスケジュールか	・本業務の完了が可能なスケジュールとなっているか
(8)経費見積	10	見積は適正か	・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか ・仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか ・提案された業務規模と経費見積もりが大きくかけ離れていないか ・過剰な経費見積となっていないか